

公益財団法人四万十川財団給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人四万十川財団定款第45条第4項の規定に基づき、公益財団法人四万十川財団に常勤する職員の給与に関し必要な事項を定める。

2 地方公共団体の職員の身分を有する者の給与については、当該身分を有する団体の給与条例等により理事長が別に定める。

(給与の種類)

第2条 給与とは、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「高知県給与条例」という。）の例による。

(給与の支給)

第3条 給与は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給与の支給日は、高知県給与条例の例による。

(契約職員の給与)

第4条 契約職員の給与については、理事長が別に定める。

(非常勤職員等の給与)

第5条 非常勤職員及び臨時的任用職員の給与については、高知県の例に準じ理事長が別に定める。ただし、従事させる業務により理事長は別に定めることができる。

(委任)

第6条 この規程の実施のための手続その他執行について必要な事項は、高知県職員の例に準じて理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。